

# 印刷機取扱細則

## (趣旨)

第1条 この細則は、衣川台自治会規約第 26 条の規定に基づき、印刷機及びコピー機の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 印刷機及びコピー機は、自治会・自主防災部の事業運営に必要な業務を行うために設置する。

## (管理者)

第3条 印刷機及びコピー機の管理者は、総務部長とし管理運営は総務部印刷機管理担当者が行う。

## (管理運営業務)

第4条 印刷機管理担当者は、次の業務を行う。

1. 印刷機使用台帳の作成・管理。
2. 消耗品の補充、機器点検保全。

## (利用者)

第5条 印刷機及びコピー機は、自治会・自主防災部の事業運営を妨げない範囲において、傘下団体及び自治会員も利用することが出来る。自治会員以外は、管理者が認めた場合に限り利用することが出来る。

## (使用料)

第6条 印刷機及びコピー機の使用料は下記の通りとする。但し、自治会・自主防災部の事業運営の為に利用は無料とし、傘下団体の使用料は半額とする。

### コピー機

1枚あたり	B4以下	A3
白黒	10円	
カラー	30円	60円

### リソグラフ印刷機

1枚あたり	A4	B4
製版代(1原稿)	30円	60円
印刷代(1枚)	1円	1円

## (減免)

第7条 第6条に定める使用料は、管理者が認めた場合、減免を行うことが出来る。

## 付則

1. この細則は、平成17年2月25日から施行する。
2. この細則は、平成24年1月15日の定例役員会にて承認を得て、平成24年2月1日から施行する。(コピー機使用料を8円から10円へ変更)
3. この細則は、平成25年3月1日から施行する。
4. この細則は、平成30年9月9日の定例役員会にて承認を得て、正式に令和1年7月1日から施行する。(コピー機使用料にカラー使用料を新設)
5. この細則は、令和4年11月20日の定例役員会にて承認を得て、同日より施行する。  
(第3条 管理者を自治会長から総務部長に変更。第5条・第7条の自治会長が認めた場合を、管理者が認めた場合に変更。)